

商工会議所、商工会補助金交付要綱

制定 昭和53年4月 1日

改正 平成16年9月 6日

改正 平成17年3月24日

(趣旨)

第1条 市内の商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所（以下「商工会議所」という。）又は商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会（以下「商工会」という。）が、その地区内における商工業の総合的な改善、発達を図るために行う事業に対し、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、市内にその地区を有する商工会議所及び商工会とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとし、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

(1) 経営改善普及事業

(2) 地域総合振興事業

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助事業の実施に際し支出される経費から補助事業に対して交付される国・県の補助金の額を控除した額を限度額とし、市長が定めた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年6月30日まで(4月1日から6月30日の間)とする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、市税を完納していることを証明できる書類とする。

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は要しない。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金等の完了前交付)

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部を一括若しくは分割して交付する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月6日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。